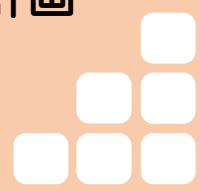


第7章 第1期障がい児福祉計画
(平成30年～32年)



1. 障がい児福祉計画の成果目標

平成 28 年度に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法改正法において、障がい児の支援の提供体制を計画的に確保するため、市町村には障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

本計画では障がい児支援の提供体制の確保のために、成果目標を掲げています。

(1) 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

【実施に関する考え方】

保育所における障がい児は、配慮を要する子の巡回指導、子ども健康課での相談事業等から把握されるケースが多く、平成 27 年度から 29 年度までの平均増加人数は 5 人となっています。平成 30 年度から 32 年度までの見込み人数は、毎年 5 人増として見込んでいます。

放課後児童クラブの障がい児の利用は、療育手帳、特別学級在籍証明書等で認定しています。平成 28 年度から 29 年度は、クラブの新規開設や単位数の増加、障がい児受け入れ拡大等により、23 人の利用増加となっています。平成 29 年度はすでに 73 人の在籍があるので 73 人で見込み、平成 30 年度は新規開設等 5 単位(約 200 人)受け入れ児童数が増える予定であり、1 単位あたり、1.3 人の障がい児の在籍増を見込み 79 人としています。平成 31 年度は 82 人、H32 年度は 85 人と見込んでいます。

公立幼稚園では、特別支援教育が必要な幼児に対して必要な支援及び適切な指導を行うために特別支援担当教諭を配置し対応しています。幼稚園教育を通じた就学前教育を望む保護者のニーズが増えており、平成 27 年度から 29 年度で平均 9 人増となっています。受け入れ人数が増加傾向であるため、平成 30 年度から 32 年度まで毎年 9 人増として見込んでいます。

施設等	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	45	50	55
認定こども園	0	0	0
放課後児童健全育成事業	79	82	85
幼稚園	69	78	87

【参考】

施設等	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 見込み
保育所	30	30	40
認定こども園	0	0	0
放課後児童健全育成事業	41	50	73
幼稚園	42	55	60

(2) 障がい児支援の提供体制の整備等**① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置【新】****〈現状と課題〉**

全国状況を見ると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障がい児相談支援の事業所はほとんどの圏域において、少なくとも1か所以上が指定されています。しかし、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域に配置されるには至っていません。

本市においても児童発達支援センターは未整備の状況であり、障がい児の支援体制を強化し、一層、専門的な支援が可能となるように図る必要があります。

	設置方法	設置時期	備 考
児童発達支援センターの設置	単独設置	平成32年	国指針：各市町村に少なくとも1か所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〈児童発達支援センター設置のための方策〉

- ・市内事業所との協議の場を設け、実現可能な事業所にアプローチしていきます。

② 保育所等訪問支援の充実【新】**〈現状と課題〉**

保育所等訪問支援は、全国的に見て未整備の市町村が見られ、圏域での整備率は7割程度となっています。

本市においては、平成29年度現在1か所の事業所で対応していますが、利用ニーズ及び保育所、幼稚園、学校の職員への支援(指導・対応方法等の支援)を拡充するため、さらなる提供体制の確保が必要です。

	構築時期	備 考
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成32年	国指針：全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

〈保育所等訪問支援の充実のための方策〉

- ・現在、本市では1事業所が保育所等訪問支援を行っていますが、平成30年度には2事業所になる予定です。今後も、既存の事業所に対して、サービス利用のニーズを伝え、マンパワーの拡充を図るように促すなど、利用ニーズを把握しながら提供体制の確保を図ります。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保【新】

〈現状と課題〉

重症心身障がい児の発達支援を行っている事業所は、全国的に見ても少なく、児童発達支援では6.3%、放課後等デイサービスでは4.1%の事業所にとどまっています（平成28年5月現在。国資料より＝国保連データ。重症心身障がい児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を集計。）。

本市では、1事業所において重症心身障がい児の受け入れを行っておりますが、提供量の拡充により、利用しやすい環境づくりをすることも必要です。

	確保方法	確保時期	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	平成32年	国指針：各市町村に少なくとも1か所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

〈重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保方策〉

- ・現在、当市では1事業所が主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行っています。既存の事業所のマンパワーの拡充及び他事業所への新規参入へのアプローチを図り、今後の提供体制確保に努めます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置【新】

〈現状と課題〉

医療技術の進歩等を背景として、NICU(新生児集中治療管理室)等に長期入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が全国的に増加しています。医療的ケア児が地域で適切な支援を受けられるように図る必要があります。

このため、国では、平成30年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを示しています。本市では、障がい者自立支援協議会の療育・教育専門部会で協議することが可能です。

	設置方法	設置時期*	備 考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	平成30年	国指針：各市町村において設置。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

※国指針においては、平成30年度末までに確保することとされている

〈医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の確保方策〉

- ・「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」は既に、障がい者自立支援協議会の療育・教育専門部会において必要時開催されており、うるま市独自のあったらいいな～支援において実際に協議されサービス化も行っています。今後も同協議の場を自立支援会議の機能に付与して実施します。

2. 障がい児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。平成29年度現在、市内事業所は18か所となっています。第4期の利用者数は、計画値を上回っており、さらに増加傾向で推移しています。

【見込み量の算出根拠】

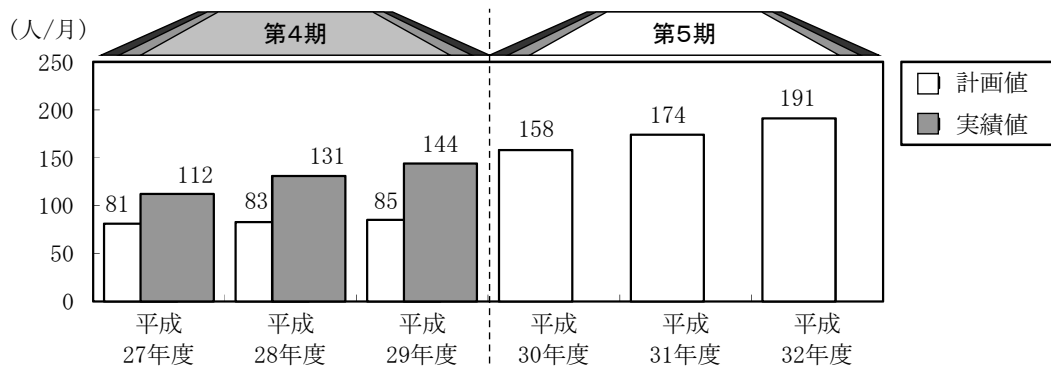
平成27年度～28年度の利用伸び率は1.17%となっています。就学前の障がい児については、保育所や幼稚園での受け入れも増加傾向にあるため、平成30年度以降の伸びはやや緩やかになると予測し、1.1%増で見込んでいます。また、利用見込量は平成28年度の平均利用日数(1,297/131=9.9)に見込み利用者数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	81	83	85	158	174	191
実績値	人/月	112	131	144	—	—	—
計画と実績の差		31	48	59			

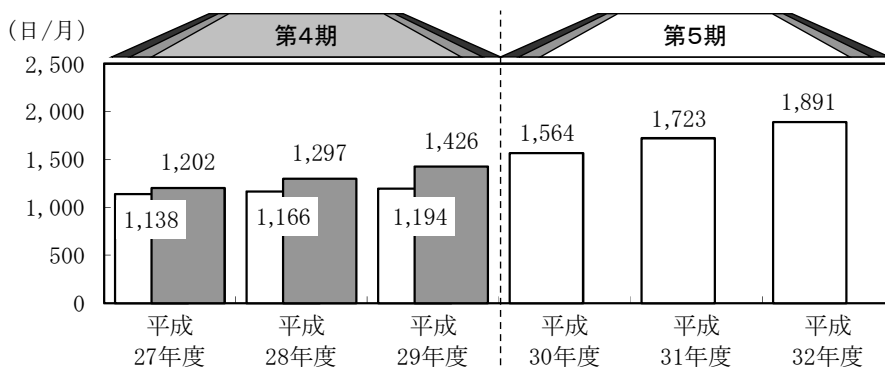
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	1,138	1,166	1,194	1,564	1,723	1,891
実績値	日/月	1,202	1,297	1,426	—	—	—
計画と実績の差		64	131	232			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。平成 29 年度現在、市内事業所は 0 か所となっています。

【見込み量の算出根拠】

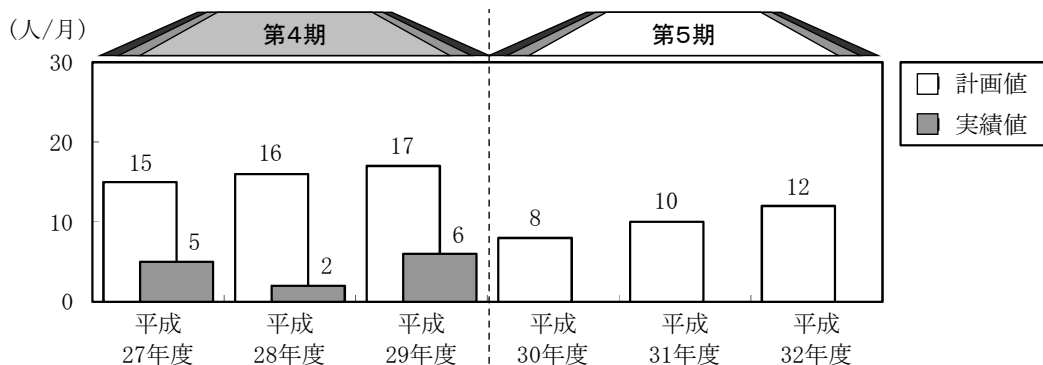
平成 29 年度の利用者数については、平成 26 年度～29 年 6 月までの利用実績の平均 6 人で設定しています。平成 30 年度以降は、全国的な医療的ケア児の増加を踏まえ、各年 2 人増で見込んでいます。利用量は、平成 28 年度の平均利用日数 (22/2=11) に利用者見込数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	人/月	15	16	17	8	10	12
実績値	人/月	5	2	6	—	—	—
計画と実績の差		△10	△14	△11			

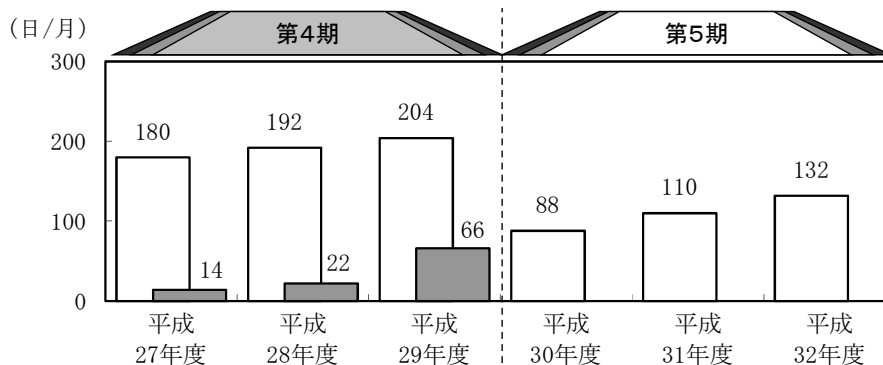
利用量	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
計画値	日/月	180	192	204	88	110	132
実績値	日/月	14	22	66	—	—	—
計画と実績の差		△166	△170	△138			

資料：障がい福祉課 ・平成 29 年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



③ 放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。第4期の利用実績は、ほぼ計画通りとなっており、増加傾向で推移しています。平成29年6月実績では、利用者数が431名に達しました。

【見込み量の算出根拠】

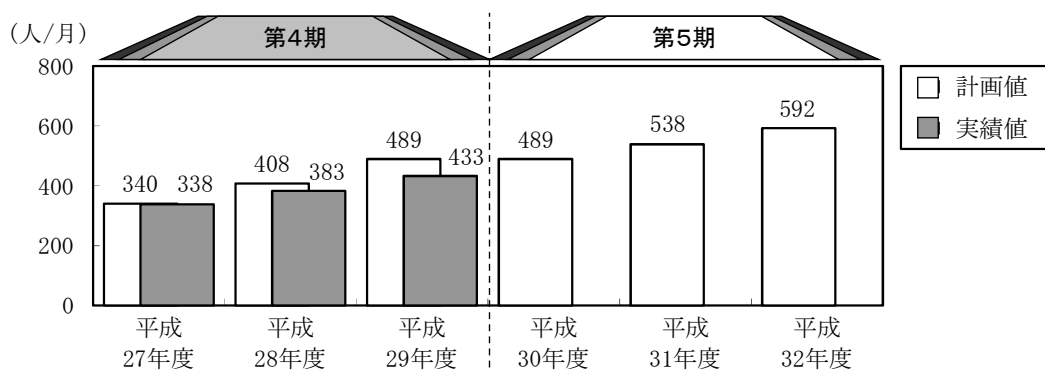
利用者数は発達障害の児童の利用ニーズが高まっていることから前年度に対する伸び率が平成27年度で1.25と最も高い率を示しました。今後増加は見込まれますが伸び率はやや緩やかになると推測されます。平成27年度実績に対する平成28年度実績の伸び率(383/338=1.13)を平成28年度実績に乗じて平成29年度見込利用者数を見込み、平成30年度まで同様に見込みます。平成31年度～平成32年度については伸び率を(1.1)に減じて見込んでいます。利用見込量は平成28年度の平均利用日数(5,333/383=13.9)に利用者見込数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	340	408	489	489	538	592
実績値	人/月	338	383	433	—	—	—
計画と実績の差		△2	△25	△56			

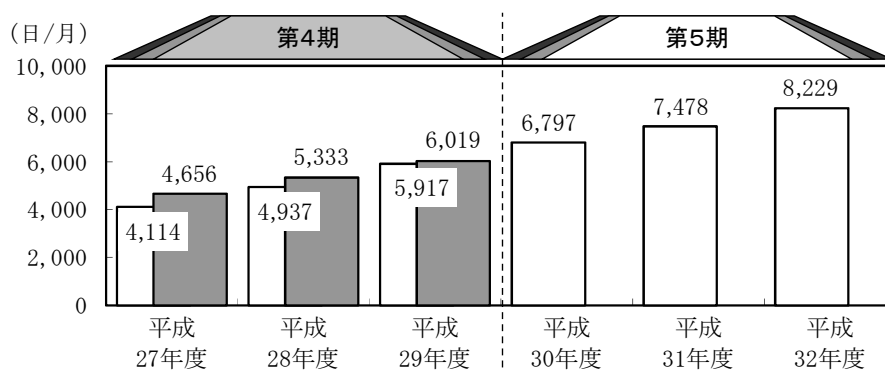
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	4,114	4,937	5,917	6,797	7,478	8,229
実績値	日/月	4,656	5,333	6,019	—	—	—
計画と実績の差		542	396	102			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



④ 保育所等訪問支援

保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。平成29年度現在、市内事業所は1か所となっています。第4期の利用実績は、計画値を大きく上回っており、今後も増加していくことが見込まれます。

【見込み量の算出根拠】

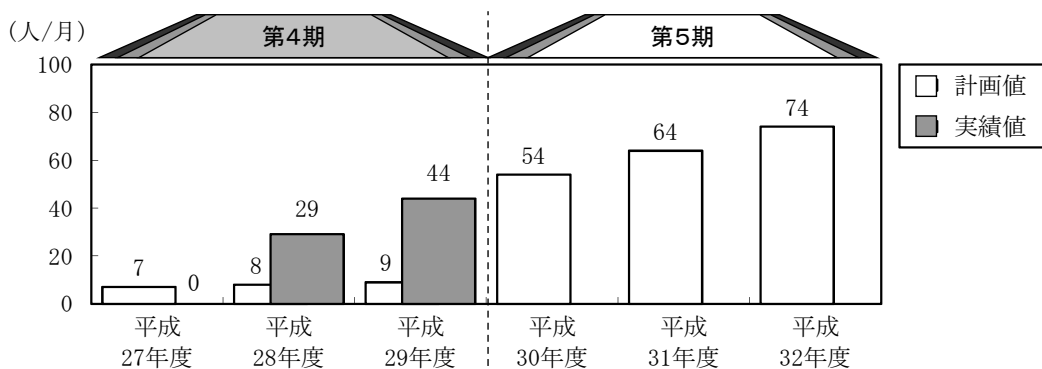
平成28年4月～29年6月までの月別の利用実績は2名～44名と増減があります。本サービスはニーズが高いため、最大値の44名を平成29年度の利用見込人数として設定しました。平成30年度以降も毎年10名の増加を見込んでいます。利用量は平成27年度～28年度の1人あたり月平均利用実績(平均2回)を利用者見込数に乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	7	8	9	54	64	74
実績値	人/月	0	29	44	—	—	—
計画と実績の差		△7	21	35			

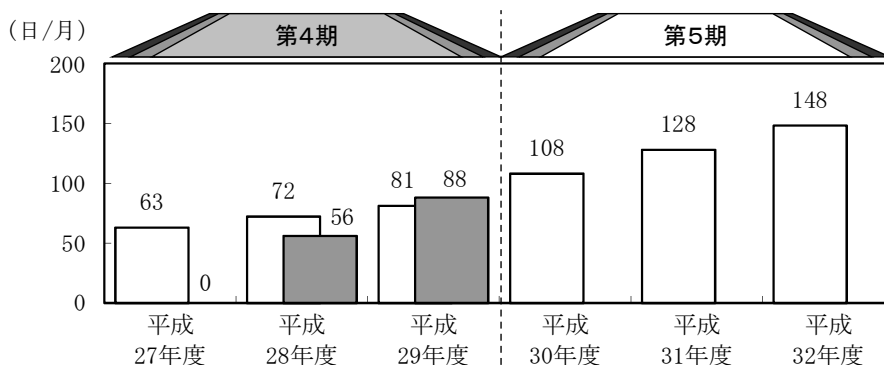
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	63	72	81	108	128	148
実績値	日/月	0	56	88	—	—	—
計画と実績の差		△63	△16	7			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑤ 居宅訪問型児童発達支援【新】

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度から創設される新しいサービスです。重度の障害等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

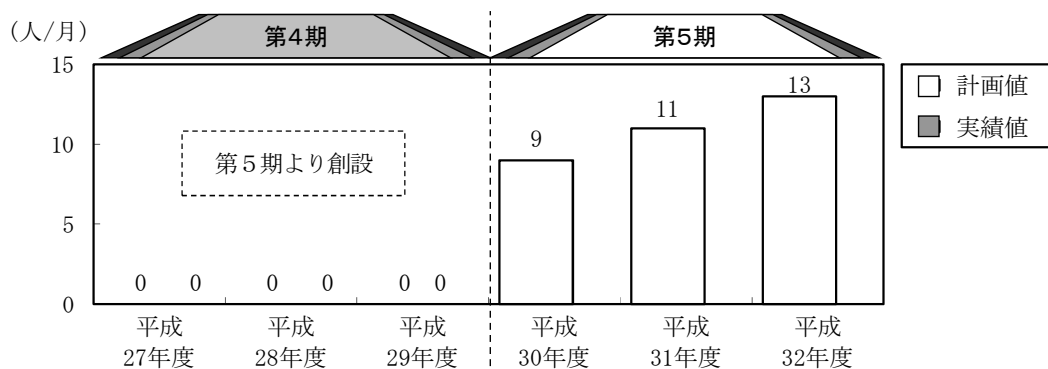
新しいサービスで第4期の実績がないため、人工呼吸器装着児童数（平成28年度実績9名）を平成30年度の利用見込み人数とし、全国的な医療的ケア児の増加を踏まえ各年2名増で平成32年度まで見込んでいます。利用量については、医療型児童発達支援の平成28年度平均利用日数(22/2=11)に利用見込者数を乗じて算出しています。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	—	—	—	9	11	13
実績値	人/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

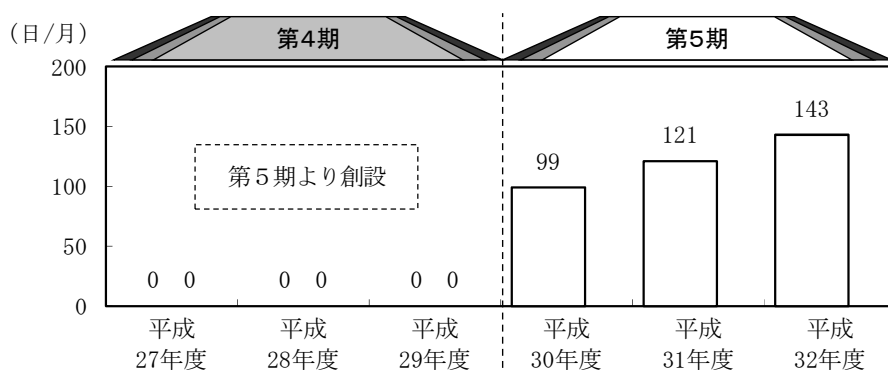
利用量	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	日/月	—	—	—	99	121	143
実績値	日/月	0	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



【利用量】



⑤ 障害児相談支援

障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。第4期の利用者数は、110人前後で概ね横ばいで推移しています。計画値を大きく下回る乖離が見られますが、これは前回の計画値を年間実利用者数で見込んでおり、今回は、月当たり利用者数で算出していることによります。国の資料では月当たりの計画値を掲げるよう示されているため、第5期計画より是正し月当たりの利用者数で見込んでいます。

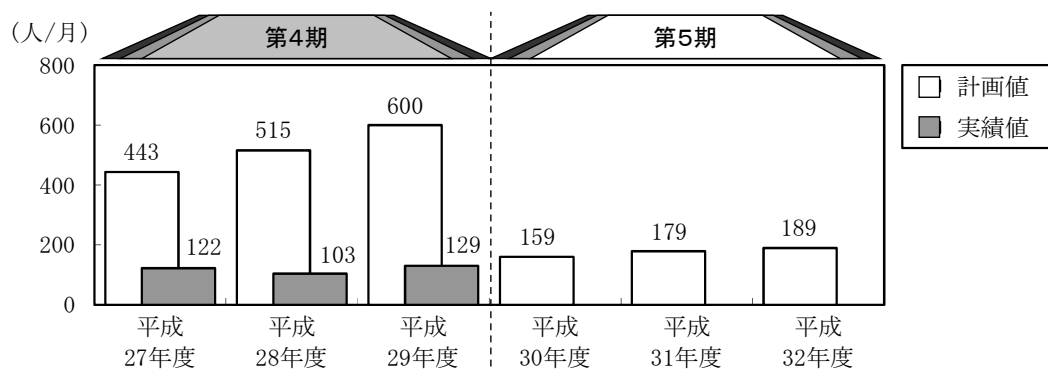
【見込み量の算出根拠】

障がい児通所支援の利用ニーズは伸びており、サービス支給全体の伸びは平成28年度で前年比118%となっています。平成29年4月～平成29年7月の障害児相談支援実績平均値129人を平成29年度利用者数と見込み、平成30年度は+30人程度で見込みます。平成31年度以降はやや緩やかな伸びになると推測されるため+20人、+10人と見込みます。

利用者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人/月	443	515	600	159	179	189
実績値	人/月	122	103	129	—	—	—
計画と実績の差		△321	△412	△471			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【利用者数】



⑥ 医療的ケア児の支援コーディネーター 【新】

医療的ケア時の支援コーディネーターは、第5期計画から新たに見込量設定する項目です。

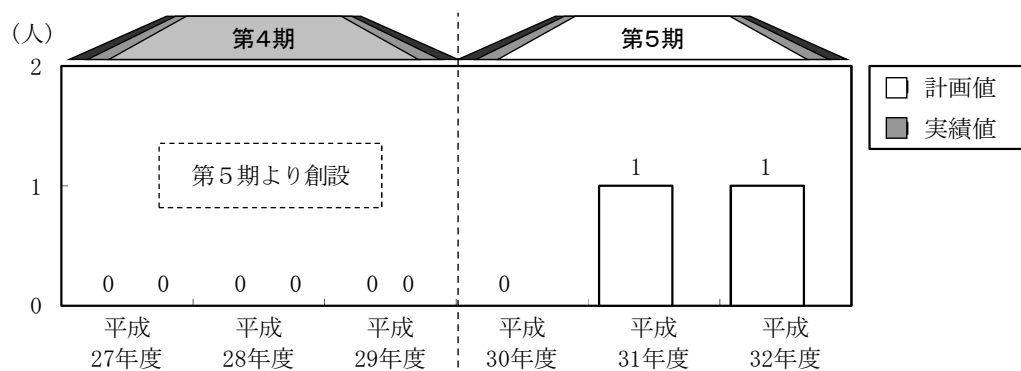
【見込み量の算出根拠】

本市では、相談員の中から推薦して研修を受講させ、平成31年度から1人の配置を見込んでいます。

配置人数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画値	人	—	—	—	0	1	1
実績値	人	—	0	0	—	—	—
計画と実績の差		0	0	0			

資料：障がい福祉課 ・平成29年度は、見込みの数値。

【配置人数】



【障害児サービス等の見込み一覧】

		単位	実績			見込み		
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
児童発達支援	利用者	人/月	112	131	144	158	174	191
	利用量	日/月	1,202	1,297	1,426	1,564	1,723	1,891
医療型児童発達支援	利用者	人/月	5	2	6	8	10	12
	利用量	日/月	14	22	66	88	110	132
放課後等デイサービス	利用者	人/月	338	383	433	489	538	592
	利用量	日/月	4,656	5,333	6,019	6,797	7,478	8,229
保育所等訪問支援	利用者	人/月	0	29	44	54	64	74
	利用量	日/月	0	56	88	108	128	148
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	0	0	9	11	13
	利用量	日/月	0	0	0	99	121	143
障害児相談支援	利用者	人/月	122	103	129	159	179	189
医療的ケア児の支援コーディネーター	利用者	人	—	0	0	0	1	1

※平成 29 年度は実績見込み

(2) 障害児通所支援等のサービス見込量確保のための方策

本市では利用者のニーズを満たす供給量を確保するために、各サービスの利用状況を把握し、サービスの供給が不足しないよう民間等の事業者との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質の高いサービスの提供が不可欠であるため、利用者の声を把握することに努め、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や、事業所が少ない保育所等訪問支援の事業所増を図るなど、障害児通所支援を利用しやすい環境づくりに努めます。

居宅訪問型児童発達支援等の新しいサービスを含め、利用の周知を図るほか、事業所に対しても周知やサービス開始にかかる情報提供を行い、参入の促進を図ります。